

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として5期目の計画であり、国の基本指針に基づき2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として新たに策定するものであり、国の基本指針に基づき2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の5項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の5つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第2章 成果目標

1 施設入所者の地域移行

(1) 成果目標

① 地域移行者数

154人（2017（平成29）年度から2020（平成32）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,348人（2016（平成28）年度末）→ 1,321人（2020（平成32）年度末）

【27人の減】

※ 障がい児施設を利用する18歳以上の人の地域移行については、国の基本指針に基づき成果目標の対象外としていますが、大阪市としては、障がい児施設と連携しながら引き続き取り組んでいきます。

(2) 成果目標の考え方

① 地域移行者数について、第4期計画における国の基本指針では、2013（平成25）年度末時点の施設入所者数の12%以上を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、金剛コロニーからの地域移行者を別途加算してきた経過から、2013（平成25）年度末の施設入所者（1,435人）のうち金剛コロニー入所者（61人）を除いた1,374人の12%（165人）に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた184人に、第3期計画における未達成者見込（54人）を加えた238人が、2017（平成29）年度末までに地域移行するものとして目標数値を設定しましたが、2017（平成29）年度末見込では206人となっています。

第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348

人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者見込(32人)を加えた154人を2020(平成32)年度末までに地域移行するものとして設定します。

- ② 施設入所者数について、第4期計画における国の基本指針では、2013(平成25)年度末時点の施設入所者数の4%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、地域移行者数の目標設定を考慮し、2013(平成25)年度末の施設入所者数(1,435人)のうち金剛コロニー入所者(61人)を除いた1,374人の4%(55人)に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者(19人)を加えた74人を削減することとし、2017(平成29)年度末時点の施設入所者数を1,361人として設定しました。2017(平成29)年度見込では、第4期計画の目標数値を達成すると見込んでいます。

第5期計画における国の基本指針では、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の2%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の2%(27人)を削減することとし、2020(平成32)年度末の施設入所者数を1,321人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2013(平成25)年から2015(平成27)年の地域生活移行者の水準を踏まえ、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の9%以上の地域生活への移行と、現計画で定める2017(平成29)年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2013(平成25)年から2015(平成27)年の施設入所者数削減の状況を踏まえ、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の2%以上の削減と、現計画で定める2017(平成29)年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②ともに国の基本指針に沿って目標を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（2020（平成 32）年度末）
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数
2,253 人（2016（平成 28）年度）→ 2,061 人（2020（平成 32）年度）
【192 人の減】 ※ 65 歳以上と 65 歳未満の区別は設けません。
- ③ 精神病床における早期退院率
 - ・ 入院後 3 か月時点 69%以上（2020（平成 32）年度）
 - ・ 入院後 6 か月時点 84%以上（2020（平成 32）年度）
 - ・ 入院後 1 年時点 90%以上（2020（平成 32）年度）
- ④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）
60 人（各年度 20 人）

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、2020（平成 32）年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

大阪府の基本的な考え方では、2016（平成 28）年度在院患者調査における大阪府内の1年以上の寛解・院内寛解の患者 730 人を3年間で減らすことを目標とし、年平均 250 人減少、2020（平成 32）年度までの4年間で合計 1,000 人減少を目標としています。

この730人のうち、入院前居住地が大阪市である方は144人であることから、大阪市においては年平均48人減少させることとし、2020（平成32）年度の目標数値を、2016（平成28）年度の長期入院患者数2,253人から192人減少させた2,061人に設定します。（2016（平成28）年度を基準としているため、2020（平成32）年度までの4年間で設定。）

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は69%以上、入院後6か月時点は84%以上、入院後1年時点は90%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第4期計画と同様に60人とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成32）年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2020（平成32）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2020（平成32）年度において、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上に設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、2017（平成29）年度から3年間を大阪府主導の集中取組の期間として、730人の1年以上の寛解・院内寛解患者を減らすこととしている。第5期大阪府障がい福祉計画では、2016（平成28）年度の在院患者調査の1年以上長期入院者の数9,823人から、年平均250人の減少をめざし、2020（平成32）年6月末時点での1年以上在院患者の数を1,000人減の8,823人に設定。なお、その際には65歳以上と65歳未満の区分は設けない。

3 福祉施設からの一般就労

(1) 成果目標

- ① 2020（平成 32）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 788 人
- ② 2020（平成 32）年度末の就労移行支援事業の利用者数 1,425 人
- ③ 2020（平成 32）年度の就労移行支援事業所における就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 50%以上
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 80%以上

(2) 成果目標の考え方

- ① 福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上を基本としています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、第 4 期計画の目標値及び現時点での実績と比較して、これほどの増加を見込むことは困難であることから別途算出し、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上を目標としています。

大阪市としては、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2020（平成 32）年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績（606 人）の 1.3 倍（788 人）を目標として設定します。

- ② 大阪市における利用者数の対前年度増加率は、国や大阪府に比べて大きく上回っているものの、その伸びは鈍化傾向にあります。今後、第 5 期計画期間内については、この鈍化傾向が続くものとして見込むと年平均で約 9.5%増加することから、2020（平成 32）年度末の利用者数については、2016（平成 28）年度末の利用者数（996 人）の 1.43 倍（1,425 人）を目標として設定します。

- ③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合について、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度実績40.2%から50%へ引き上げることを目標とします。
- ④ 就労定着支援事業による職場定着率について、就労定着支援事業が2018（平成30）年度に創設されるサービスであることから、国の基本指針に基づき80%以上を目標とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成32）年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成28）年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として設定。
 - ② 2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成28）年度末における利用者数から2割以上増加させることを基本として設定。
 - ③ 2020（平成32）年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定。
 - ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本として設定。
- ※ ①②については、現計画で定める2017（平成29）年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、その割合を加えて設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①については、2020（平成32）年度末までに福祉施設を通じて一般就労する者を、2016（平成28）年度の一般就労の移行実績の1.3倍以上に設定。
- ②③④については、国の基本指針に沿って目標を設定。

4 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、依然として親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースなどの課題があります。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進するためにも、地域生活支援の機能を強化していく必要があります。

国においては、第4期障がい福祉計画の目標設定の1つとして、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等について、2017（平成29）年度末までに少なくとも1つを整備することとしており、大阪市においても、既存の取組事業との整理も行いながら、拠点等の整備について、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進めることとしていました。

大阪市では、これまで地域自立支援協議部会等において関係者からの意見を聴きながら検討を進めてきており、社会資源の整備状況等を考慮し、面的整備型を基本として整備を進めていくこととしています。

整備にあたっては、地域生活の支援に必要な機能として、緊急時における受入れ・対応機能のほか、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいのある人など、重度の障がいのある人に対して専門的な対応を行うことができる体制について、さらに充実させていくことが重要であると考えています。

そのような中、国においては、全国的に地域生活支援拠点等の整備が進んでいない状況を鑑み、第5期障がい福祉計画の成果目標としても、現在の目標をそのまま維持し、2020（平成32）年度末までに少なくとも1つを整備することが示されました。

障がいのある人が、地域で安心して生活していくためには、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯に対して適切な福祉サービスにつなげていくとともに、緊急時も含めた確実な相談支援の実施が重要であり、相談支援体制の充実を進めていくことが必

要です。

また、緊急時における短期入所での確実な受入れや、重度の障がいのある人にも対応できるグループホームの設置促進など、障がいの程度にかかわらず地域での生活を支えるサービス基盤の充実も重要であり、大阪市においては、2020（平成 32）年度末までに区単位を中心とした支援体制の連携・整備を進めるとともに、ニーズ等を踏まえた必要な機能について引き続き検討を進め、これらの機能が有機的に連携し、障がいのある人を地域全体で支える体制の強化を進めていきます。

〔参考〕国の基本指針

- ・ 障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能をさらに強化する必要がある。
- ・ 地域生活支援の機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点（多機能拠点整備型）としての整備、又は、拠点としてではなく地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）としての整備について、2020（平成 32）年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針に沿って目標を設定。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどもの支援については、保育所や認定こども園等の子育て支援施策の利用状況を踏まえながら、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのあるこども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障がいのあるこどもの重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2020（平成 32）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に15か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。また、他の障がい児通所支援事業所等と緊密な連携等が行えるよう取組を進めていきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2020（平成 32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約 2,400 人であり、その方が少なくとも週 1 日は事業所を利用できるように目標を設定することとされています。

大阪市内の 0 ～ 5 歳の重症心身障がい児は約 160 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 35 人分の児童発達支援事業所が必要です。大阪市では、既に 11 か所、利用定員の合計 85 人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

また、大阪市内の 6 ～ 17 歳の重症心身障がい児は約 500 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 100 人分の放課後等デイサービス事業所が必要です。大阪市では、既に 11 か所、利用定員の合計 85 人で運営されていることから、今後、2020（平成 32）年度末までに、利用定員 15 人分の提供体制を確保していきます。

（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018（平成 30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

大阪市では、これまで、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修の実施や医療機関における医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施等、医療的ケア児のサービス提供基盤の充実に努めているところであり、その取組の実績も踏まえながら、国の基本指針に基づき 2018（平成 30）年度末までに関係機関等が意見交換や情報共有を図るための協議の場を設けることとします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成 32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020（平成 32）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 2020（平成 32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 2018（平成 30）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②④については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ③については、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約 2,400 人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして目標を設定。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の増加のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 訪問系サービス

事業量の見込		2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
居宅介護	月あたり利用人員	12,422 人	13,564 人	14,812 人
	月あたり利用時間	248,823 時間	266,987 時間	286,477 時間
同行援護	月あたり利用人員	1,505 人	1,623 人	1,752 人
	月あたり利用時間	38,190 時間	40,328 時間	42,586 時間
重度訪問介護	月あたり利用人員	1,923 人	1,989 人	2,050 人
	月あたり利用時間	258,436 時間	264,832 時間	271,188 時間
行動援護	月あたり利用人員	371 人	422 人	480 人
	月あたり利用時間	8,064 時間	9,068 時間	10,198 時間
合計	月あたり利用人員	16,221 人	17,598 人	19,094 人
	月あたり利用時間	553,513 時間	581,215 時間	610,449 時間

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活

を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として、2018（平成30）年度以降の見込量を設定します。

重度訪問介護については、2018（平成30）年度から訪問先が拡大される予定であることから、最重度の障がいのある人であって、医療機関に入院した者の利用増加も勘案して見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

（2）短期入所

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,257人	1,365人	1,473人
月あたり利用日数	8,083日	8,776日	9,469日

短期入所は、利用が増加傾向にあり、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

（1）生活介護

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	6,555人	6,844人	7,133人
月あたり利用日数	113,729日	118,743日	123,757日

生活介護は、利用が増加傾向にあり、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	48 人	48 人	48 人
月あたり利用日数	685 日	685 日	685 日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所が限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	352 人	392 人	432 人
月あたり利用日数	5,518 日	6,090 日	6,662 日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が増加しましたが、今後における見込量としては、現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量とします。

(4) 就労移行支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,340 人	1,534 人	1,661 人
月あたり利用日数	21,937 日	25,278 日	27,376 日

就労移行支援は、成果目標として2020（平成32）年度末の利用者数を1,425人としており、目標数値に基づき年度平均の見込量を設定します。

(5) 就労継続支援A型

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	2,376 人	2,676 人	2,976 人
月あたり利用日数	42,521 日	47,891 日	53,261 日

就労継続支援A型は多くの事業所が開設し、利用が急増していますが、今後における見込量としては、引き続き一定規模の事業所の開設を見込んで見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	4,756 人	5,201 人	5,687 人
月あたり利用日数	73,863 日	80,772 日	88,324 日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 就労定着支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,112 人	1,293 人	1,504 人

就労定着支援は、福祉施設から一般就労への移行者数等を勘案して見込量を設定します。

(8) 療養介護

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	325 人	325 人	325 人

児童福祉法等の改正により、障がい児施設に入所している年齢超過者が療養介護サービス利用に移行したため、利用者数は増加していますが、現在の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

3 居住系サービス及び自立生活援助

(1) 共同生活援助

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	2,582 人	2,867 人	3,183 人

2015（平成27）年度及び2016（平成28）年度においては計画見込量を下回ったものの、2017（平成29）年度見込では着実に実績が伸びています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進することで、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

(2) 施設入所支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,338 人	1,331 人	1,324 人

施設入所支援は、成果目標として2020（平成32）年度末の施設入所者数を1,321人としており、目標数値に基づき年度平均の見込量を設定します。

(3) 自立生活援助

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	178 人	178 人	178 人

自立生活援助は、施設及び精神病床からの地域移行者数と共同生活援助における自立生活支援加算の実績を勘案して見込み量を算定しています。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	6,366 人	7,413 人	8,461 人

計画相談支援については、相談支援専門員（指定特定相談支援事業所）の増加に伴い着実に利用が増加してきており、今後も引き続き利用ニーズが高いことから、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、2020（平成32）年度までの見込量を設定します。

(2) 地域移行支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	35 人	35 人	35 人

地域移行支援については、入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込みなどを考慮して、2020（平成32）年度までの見込量を設定します。

(3) 地域定着支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	449 人	533 人	617 人

地域定着支援については、着実に利用が増加してきており、今後の利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

5 障がいのあるこどもに対する支援

(1) 児童発達支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	2,745 人	3,246 人	3,689 人
月あたり利用日数	27,294 日	32,388 日	36,696 日

児童発達支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(2) 医療型児童発達支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	34 人	34 人	34 人
月あたり利用日数	326 日	326 日	326 日

医療型児童発達支援については、サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所は限られるため、新規事業所の増加が見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 放課後等デイサービス

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	5,065 人	5,803 人	6,542 人
月あたり利用日数	65,039 日	74,733 日	84,003 日

放課後等デイサービスについては、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(4) 保育所等訪問支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用回数	114回	136回	158回

保育所等訪問支援については、利用ニーズが徐々に増加してきており、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用回数	362回	376回	390回

居宅訪問型児童発達支援については、2018（平成30）年度から新たに創設されるサービスであり、全国的に医療的ケアの必要なこどもが増加している状況を踏まえて見込量を設定します。

(6) 障がい児相談支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,125人	1,331人	1,537人

障がい児相談支援については、計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から直近の状況も踏まえて見込量を設定します。

(7) その他

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1人	1人	1人

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、2018（平成30）年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1人配置します。

6 発達障がいのある人等に対する支援

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的を開催していきます。

(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
相談件数	1,880件	1,880件	1,880件

発達障がい者支援センターの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、相談件数についても同様に見込みます。

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
関係機関への助言件数	645件	645件	645件
外部機関・地域住民への研修	385件	385件	385件
外部機関・地域住民への啓発	3件	3件	3件

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数ともに、現状とほぼ同程度の事業展開を見込みます。

第4章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ○ 理解促進・研修啓発事業 | ○ 自発的活動支援事業 |
| ○ 相談支援事業 | ○ 成年後見制度利用支援事業 |
| ○ 成年後見制度法人後見支援事業 | ○ 地域自立支援協議会 |
| ○ 発達障がい者支援センター運営事業 | ○ 障がい児等療育支援事業 |
| ○ 日常生活用具給付事業 | ○ 移動支援事業 |
| ○ 地域活動支援センター事業 | ○ 手話奉仕員養成研修事業 |
| ○ 手話通訳者設置事業 | |
| ○ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | |
| ○ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | |
| ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業 | |

【任意事業】

- | | |
|--------------|------------|
| ○ 訪問入浴サービス事業 | ○ 日中一時支援事業 |
|--------------|------------|

2 事業量の見込み

【必須事業】

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
基幹相談支援センター （機能強化事業含む）			
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	53 人	57 人	61 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

(6) 地域自立支援協議会

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	25 か所	25 か所	25 か所

(7) 発達障がい者支援センター運営事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数（実人数）	950 人	950 人	950 人

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所

(9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
介護訓練支援用具	<u>288 件</u>	<u>288 件</u>	<u>288 件</u>
自立生活支援用具	<u>928 件</u>	<u>928 件</u>	<u>928 件</u>
在宅療養等支援用具	<u>686 件</u>	<u>686 件</u>	<u>686 件</u>
情報・意思疎通支援用具	<u>1,123 件</u>	<u>1,123 件</u>	<u>1,123 件</u>
排泄管理支援用具	<u>60,147 件</u>	<u>60,411 件</u>	<u>60,675 件</u>
住宅改修費	<u>90 件</u>	<u>90 件</u>	<u>90 件</u>
合計	<u>63,262 件</u>	<u>63,526 件</u>	<u>63,790 件</u>

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が推移するものとして見込量を設定します。

（10）移動支援事業

事業量の見込	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度	2020（平成 32）年度
月あたり利用人員	6,018 人	6,319 人	6,635 人
月あたり利用時間	140,197 時間	144,122 時間	148,157 時間

外出時の支援については今後の利用ニーズが高く、これまでと同様の増加が継続するものと見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。

（11）地域活動支援センター

事業量の見込	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度	2020（平成 32）年度
生活支援型	9 か所	9 か所	9 か所
活動支援 A 型	40 か所	40 か所	40 か所
活動支援 B 型	7 か所	7 か所	7 か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2018（平成 30）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、2015（平成 27）年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後における見込量としては現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
修了者数	1,015 人	1,015 人	1,015 人

(13) 手話通訳者設置事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
手話通訳者数	5 人	5 人	5 人

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込		2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
手話通訳者 養成研修	登録試験合格者数	※16 人	※16 人	※16 人
	養成講習修了者数	※80 人	※80 人	※80 人
要約筆記者 養成研修	登録試験合格者数	13 人	17 人	22 人
	養成講習修了者数	43 人	43 人	43 人
盲ろう者通訳・ 介助者養成研修	登録者数	※30 人	※30 人	※30 人
	養成講習修了者数	※30 人	※30 人	※30 人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込		2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
手話通訳者派遣	件数	3,603 件	3,925 件	4,275 件
	時間数	12,714 時間	13,829 時間	15,552 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・ 介助者派遣	件数	5,750 件	5,825 件	5,900 件
	時間数	23,000 時間	23,300 時間	23,600 時間

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
地域生活支援広域調整会議等事業 （会議開催回数）	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業 （ピアサポート従事者数）	65 人	65 人	65 人

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
延べ件数	18,534 件	18,905 件	19,283 件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	126 人	126 人	126 人
月あたり利用日数	497 日	497 日	497 日